

## 第4章 騒音規制法関係



## 第4章 騒音規制法関係

各種の騒音から生活環境を保全し、健康の保護に資するため、次表のとおりそれぞれの基準が定められている。

各種騒音と基準との対応表

(令和8年3月現在)

騒音の種類	環境基準		規制基準		その他の規制等
	種類	指定地域	種類	指定地域 (規制地域)	
工場・事業場騒音	騒音環境基準	25市町村	特定工場等の規制基準	25市町村	
建設作業騒音			特定建設作業の規制基準	25市町村	
自動車騒音	騒音環境基準	25市町村	自動車騒音の限度 (要請限度)	25市町村	
航空機騒音	航空機騒音環境基準	花巻市の一部			
新幹線鉄道騒音	新幹線鉄道騒音環境基準	沿線地域の一定地域			
夜間における近隣騒音	騒音環境基準	25市町村			夜間の静穏の保持義務
商業宣伝の拡声機騒音	騒音環境基準	25市町村			拡声機の使用基準

## 第1節 環境基準（環境基本法第16条）

### 1 騒音環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

一般の騒音に適用されるもので、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

（平成24年3月30日 県告示第246号）

	地域類型		環境基準値	
	当てはめ地域 （用途地域との原則的対応）	地域の区分	昼間（午前6時から午後10時）	夜間（午後10時から翌日の午前6時）
AA	特に静穏を要する地域		50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
	第1種低層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域			
第2種中高層住居専用地域				
田園住居地域				
B	主として住居の用に供される地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
	第1種住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
	第2種住居地域			
準住居地域				
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	一般の地域	60デシベル以下	50デシベル以下
	近隣商業地域	車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
	商業地域			
	準工業地域			
工業地域				
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	2車線以下の道路の端から15m	70デシベル以下	65デシベル以下
	高速自動車国道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線を超える道路の端から20m		

備考 1 町村の区域内の地域について、県知事が類型を当てはめる地域を指定したもの。市の区域内の地域については、市長が別に指定する。なお、金ヶ崎町については、別図に示す第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域。別図は岩手県環境生活部環境保全課及び金ヶ崎町役場において縦覧に供する。

2 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

参考 騒音環境基準の評価方法

(1) 道路に面する地域

道路に面する地域の評価は、評価範囲内の近接空間／非近接空間区分及び環境基準に係る地域の類型ごとの騒音レベル別住居等戸数を算定し、道路に面する地域の環境基準を超過する住居等の戸数及び割合を算出すること（いわゆる「面的評価」）により行う。

（近接空間：2車線以下の道路においては道路端から15m、2車線を越える道路においては道路端から20m。）

(2) 一般地域（道路に面する地域以外の地域）

一般地域における騒音環境基準の達成状況の地域としての評価は、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して行う。

環境基準の達成状況は、地域の類型ごとに概ね一定の面積となるように評価区域を設定し、その地点数の割合をもって達成割合を把握することが考えられる。

**2 航空機騒音環境基準**（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）

花巻空港における航空機騒音環境基準の地域指定は次のとおりである。

（昭和60年10月11日 県告示第1019号）

環境基準		地域の類型を当てはめる地域
地域の類型	基準値	
I	57デシベル以下	別図に示す区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域並びにこれらの地域に準じて生活環境を保全する必要がある地域として別図に示す地域（以下「住専地域等」という。）
II	62デシベル以下	別図に示す区域のうち、住専地域等以外の地域。ただし、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項第3号に規定する森林地域、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び花巻空港の敷地である区域を除く。

※ 別図は岩手県環境生活部環境保全課及び花巻市役所に備え、縦覧に供する。



## 第2節 規制基準等

### 1 地域の指定（法第3条第1項、条例第33条第1項）

特定工場等（法第2条第2項）、騒音特定工場等（条例第33条第1項）、特定建設作業（法第2条第3項）及び自動車（法第2条第4項）から発生する騒音を規制する地域を指定した市町村は、次表のとおりである。


指定(告示) 年 月 日	施行年月日	市 町 村 名
昭和48. 3. 30	昭和48. 4. 1	盛岡市（旧告示45. 2. 27）、釜石市、宮古市、一関市、奥州市、花巻市（以上旧告示46. 2. 26）、大船渡市、久慈市、遠野市
48. 10. 30	48. 11. 1	滝沢市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、野田村
49. 3. 18	49. 4. 1	北上市、二戸市
49. 12. 14	50. 1. 1	岩泉町
53. 3. 10	53. 4. 1	山田町
54. 3. 16	54. 4. 1	岩手町
55. 3. 14	55. 4. 1	雫石町、一戸町
62. 3. 13	62. 4. 1	紫波町
平成5. 3. 23	平成5. 4. 1	八幡平市
令和3. 4. 1	令和3. 7. 1	陸前高田市
合 計		14市10町1村

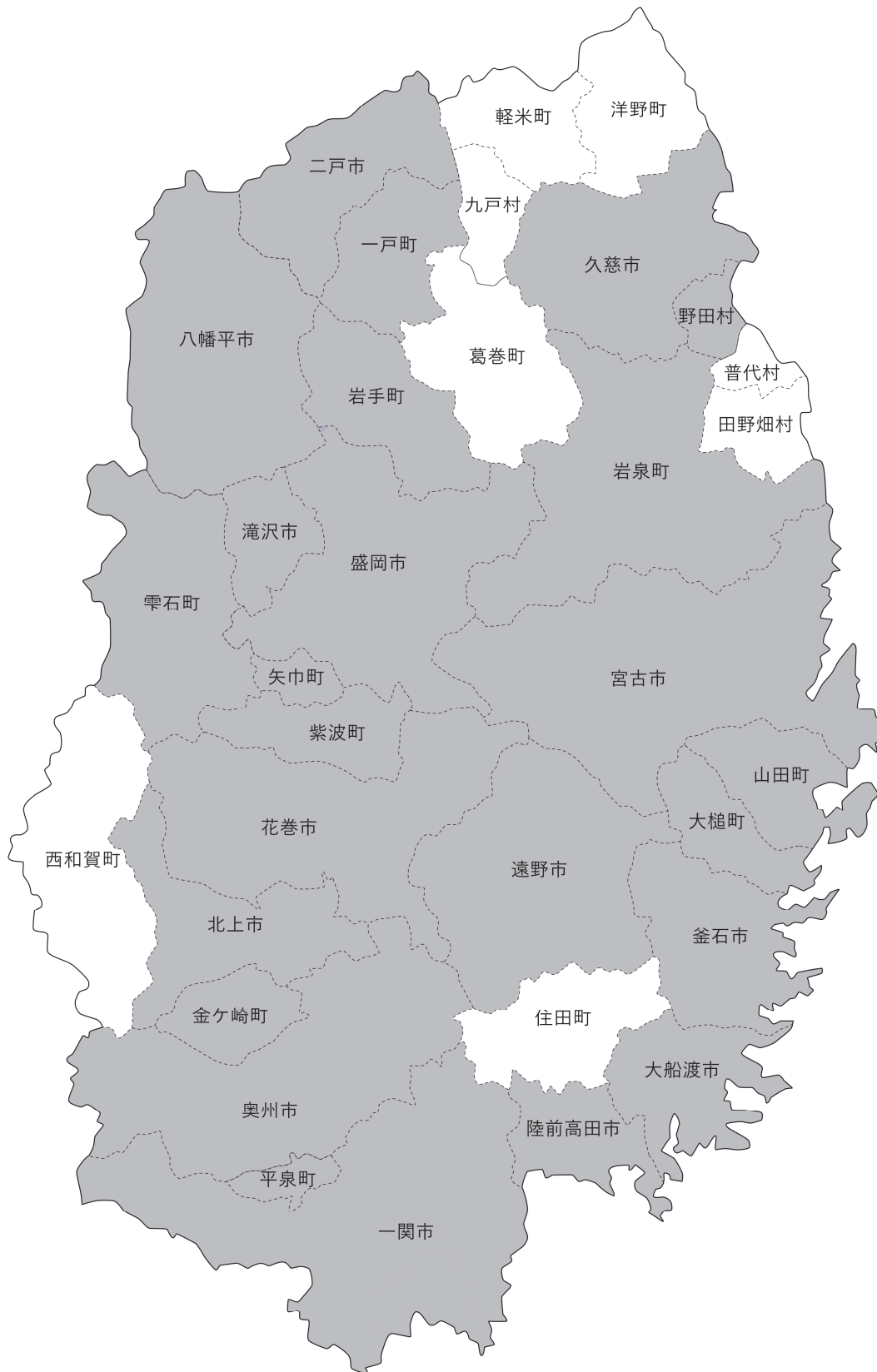
指定地域（騒音規制地域）の区域の区分は、原則として次表のとおり都市計画法第8条第1項第1号による用途地域の区分による。（都市計画法による用途地域の区分は、各市町村において定める。）

地域の指定は、各市町村において定められた用途地域の区分に基づき、市の区域内の地域については市長が、それ以外の地域については県知事が行う。

区 域 の 区 分	用 途 地 域 の 区 分
第 1 種 区 域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域
第 2 種 区 域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第 3 種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種 区 域	工業地域

備考 地域の指定については法では「指定地域」、条例では「騒音規制地域」という用語を使用しているが地域の範囲は同一である。

指定地域（騒音規制地域）を有する市町村 



**2 特定工場等及び騒音特定工場等の規制基準**（法第4条第1項、条例第34条第1項）

指定地域（騒音規制地域）内の特定工場等及び騒音特定工場等における騒音の規制基準は次表のとおりである。

昭和43年11月27日 厚農通運告示第1号

昭和48年3月30日 県告示第423号 平成14年3月26日 県告示第306号

区域の区分		基準値(単位:デシベル)								
		6	朝	8	昼間	18	夕	22	夜間	6
第1種区域	第1種低層住居専用地域									
	第2種低層住居専用地域		45		50		45		40	
	田園住居地域									
第2種区域	第1種中高層住居専用地域									
	第2種中高層住居専用地域									
	第1種住居地域		50		55		50		45	
	第2種住居地域 準住居地域									
第3種区域	近隣商業地域									
	商業地域		60		65		60		50	
	準工業地域									
第4種区域	工業地域		65		70		65		55	

備考 1 町村の区域内の地域について、県知事が定めたもの。市の区域内の地域については、市長が別に定める。なお、金ケ崎町については、別図に示す第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域。別図は岩手県環境生活部環境保全課及び金ケ崎町役場において縦覧に供する。

2 下記施設敷地の周囲50m区域内は同表の各欄（第1種区域は除く。）の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

### 3 特定建設作業の規制基準（法第15条第1項）

指定地域内の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は次表のとおりである。

（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

(1号基準) 騒音基準	(2号基準) 作業禁止時間		(3号基準) ※1日の作業 限度時間		(4号基準) 連続作業限度期間		(5号基準) 作業禁止日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
85デシベル	午後7時 から翌日 の午前7 時まで	午後10時 から翌日 の午前6 時まで	10時間	14時間	6日		日曜日その他 の休日

- (注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。  
 2. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。  
 3. 2号基準から5号基準については、災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではないこと。

区域の区分は次のとおりである。

（昭和48年3月30日 県告示第424号）

第1号区域	指定地域のうち、次の区域とする。 (1) 第1種区域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域） (2) 第2種区域（第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域） (3) 第3種区域（近隣商業地域、商業地域及び準工業地域） (4) 第4種区域（工業地域）に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m区域内
第2号区域	指定区域のうち上に掲げる区域以外の区域

備考 町村の区域内の地域について、第1号に該当する区域を県知事が指定したもの。市の区域内の地域については、市長が別に指定する。なお、金ヶ崎町については、別図に示す第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域。別図は岩手県環境生活部環境保全課及び金ヶ崎町役場において縦覧に供する。

#### 4 自動車騒音の限度（要請限度）（法第17条第1項）

市町村長は自動車騒音が次表の基準を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

（平成12年3月2日 総理府令第15号）

（平成12年3月14日 県告示 第214号）

区域の区分		車線	限度（単位：デシベル）	
あてはめ地域			昼間（午前6時から午後10時）	夜間（午後10時から翌日の午前6時）
a 区域	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	1車線	65デシベル以下	55デシベル以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	2車線以上	70デシベル以下	65デシベル以下
b 区域	主として住居の用に供される地域 第1種住居地域 第2種住居地域	1車線	65デシベル以下	55デシベル以下
	準住居地域	2車線以上	75デシベル以下	70デシベル以下
c 区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路	75デシベル以下	70デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般道路 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m  2車線を超える道路の端から20m	75デシベル以下	70デシベル以下

備考 1 町村の区域内の地域について、a 区域、b 区域及び c 区域に該当する地域を県知事が定めたもの。市の区域内の地域については、市長が別に定める。

2 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。上表にかかわらず、学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域又は幹線交通を担う道路区間の全部又は一部に面する区域に係る限度は、県知事が公安委員会と協議して限度値を定めることができる。

### 第3節 施設等

#### 1 特定施設（法第2条第1項）

指定地域内において次表に掲げる特定施設を有する工場・事業場は特定工場等となり、騒音規制法によりその所在地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	施設名	規模等	
1	金属加工 機械	(イ)圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものであること。
		(ロ)製管機械	すべてのもの。
		(ハ)ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものであること。
		(ニ)液圧プレス	矯正プレスを除く。
		(ホ)機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものであること。
		(ヘ)せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のものであること。
		(ト)鍛造機	すべてのもの。
		(チ)ワイヤーフォーミング マシン	すべてのもの。
		(リ)ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
		(ヌ)タンブラー	すべてのもの。
		(ル)切断機	といしを用いるものであること。
2	空気圧縮機※及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものであること。	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		
4	織機	原動機を用いるものであること。	
5	建設用資 材製造機 械	(イ)コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものであること。
		(ロ)アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものであること。
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものであること。	
7	木材加工 機械	(イ)ドラムバーカー	すべてのもの。
		(ロ)チップパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のものであること。
		(ハ)碎木機	すべてのもの。
		(ニ)帯のこ盤	製材用のもにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用にあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものであること。
		(ホ)丸のこ盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のものであること。
(ヘ)かんな盤			
8	抄紙機	すべてのもの。	
9	印刷機械	原動機を用いるものであること。	
10	合成樹脂用射出成形機	すべてのもの。	
11	鋳造型機	ジョルト式のものであること。	

※ 空気圧縮機については、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。（ただし、当便覧編集時点において発生する騒音が生活環境保全上問題ないと評価できる機器は存在しない。）

## 2 騒音発生施設（条例第2条第11号）

騒音規制地域内において次表に掲げる騒音発生施設を有する工場・事業場は、騒音特定工場等となり、県条例によりその所在地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	施設名	規模
1	金属加工用の旋盤 (ベルト駆動式のものであること)	すべてのもの。
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が3.75 kW以上7.5 kW未満であること。
3	コンクリート製品製造用のコンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 未満であること。
4	木材加工機械	(1) チッパー 原動機の定格出力が2.25 kW未満であること。
	(2) 製材用帯のご盤及び丸のご盤	原動機の定格出力が7.5 kW以上15 kW未満であること。
	(3) 木工用帯のご盤及び丸のご盤	原動機の定格出力が1.5 kW以上2.25 kW未満であること。
	(4) かんな盤	
5	冷凍機	原動機の定格出力が3.75 kW以上であること。
6	冷却塔	原動機の定格出力が0.75 kW以上であること。
7	バーナー	燃料の消費能力が1時間当たり50L以上であること。

備考 冷凍機は空調装置を含む。

## 3 特定建設作業（法第2条第3項）

次表に掲げる特定建設作業は、法によりその作業地を管轄する市町村長への届出が必要になる。

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15 kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

備考 6バックホウ、7トラクターショベル及び8ブルドーザーは、平成9年10月1日から。

## 第4節 その他の基準等

### 1 在来線鉄道の新線又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

(平成7年12月20日環大一第174号 大気保全局長通知)

在来鉄道の新線又は大規模改良に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針は次のとおりである。

新線	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) として、昼間 (7~22時) については60dB(A)以下、夜間 (22~翌日7時) については55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

新線：鉄道事業法第8条又は軌道法第5条の公示の施行認可を受けて公示を施行する区間

大規模改良線：複線化、複々線化、道路との立体交差化又はこれに準ずる立体交差化 (以下「高架化」という)

を行うため、鉄道事業法第12条の鉄道施設の変更認可又は軌道法施行規則 (大正12年内務・鉄道省令) 第11条の線路及び工事方法書の記載事項変更認可を受けて公示を施行する区間

なお、平成7年12月19日以前に既に新線又は大規模改良線として公示が認可申請されている区間は、指針の適用対象外とする。

### 2 拡声機騒音に関する規制 (条例第45条第1項)

商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、次の基準を守らなければならない。

#### 1 店頭又は街頭に設置して使用する場合

- (1) 拡声機の使用時間は、午前8時から午後7時までの間とすること。
- (2) 拡声機の1回の連続放送時間は1時間をこえないものとし、かつ、放送時間1時間につき連続15分以上の休止時間をおくこと。
- (3) 拡声機の設置場所は、地上10メートル以下とすること。
- (4) 2以上の拡声機を同時に使用する場合の間隔は、50メートル以上とすること。
- (5) 地上5メートル以上の位置で使用するときは拡声機の中心の延長が道路又は広場に落ちるようにし、その位置は拡声機の直下から10メートル以内であること。
- (6) 幅員8メートル未満の道路においては、拡声機を設置しないこと。
- (7) 特定工事等において発生する騒音の規制に関する基準 (昭和43年厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号) 第1条ただし書に規定する施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、使用しないこと。
- (8) 放送音量の基準は、音源直下の地点から10メートルの距離における地上1.2メートルの高さで70デシベル以下とすること。

#### 2 自動車に設置して使用する場合

- (1) 拡声機の使用時間は、午前8時から午後7時までの間とすること。
- (2) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準第1条ただし書に規定する施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、使用しないこと。
- (3) 放送音量の基準は、音源直下の地点から10メートルの距離における地上1.2メートルの高さで70デシベル以下とすること。

(4) 1地点における1回の連続放送時間は、10分（幅員6メートル未満の道路上では5分）をこえないこと。

### 3 航空機に設置して使用する場合

(1) 拡声機の使用時間は、午前9時から午後5時までとすること。

(2) 同一地域の上空での施回は、2回までとすること。

(3) 放送音量の基準は、地上において65デシベル以下とすること。

### 3 夜間における近隣騒音に関する事項

夜間における近隣騒音に関する具体的な規制はないが、条例では次のとおり夜間の静穏の保持を義務付けている。

1 何人も、夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下次項について同じ。）においては、道路その他の公共の場において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。（条例第46条第1項）

2 飲食店営業その他の規則で定める営業を営む者は、夜間においては、当該営業を営む場所において、付近の静穏を害する行為をし、又はさせてはならない。（条例第46条第2項）

#### 夜間の静穏を保持すべき営業（条例第46条第2項）

(1) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業

(2) ボーリング場営業

#### [参 考]

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例（昭和59年条例第50号）における近隣騒音等の規制

##### ① 風俗営業に係る騒音及び振動の規制（第8条第1項）

法律15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第2の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定めるとおりとする。

法律15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

##### ② 深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制（第8条第1項）

法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第2の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄（深夜に係る部分に限る。）に定めるとおりとする。

#### 別表第2（第7条、第14条関係）

区 分	数 値		
	昼 間	夜 間	深 夜
第1種低層住居専用地域等	50デシベル	45デシベル	40デシベル
商 業 地 域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第1種低層住居専用地域及び商業地域 以外の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

備 考 1 「昼間」とは、午前6時後午後6時前の時間をいう。

2 「夜間」とは、午後6時から翌日の午前零時前の時間をいう。

4 騒音測定方法

区 分	測 定 機 器	聴感補正 回 路	動 特 性	測定地点等
騒音環境基準 〔昭和46. 5. 25〕 閣議決定 平成10年 9月30日 環境庁告示第64号 最近改正 平成17. 5. 26	計量法第71条の条件 に合格した騒音計	A特性	原則として 速 (FAST)	屋外で測定する。道路に面する地 域では建物から道路側1~2m地点 で、道路に接している場合は道路 端で行う。 〔ただし、工場、事業場、建設作 業場、飛行場、鉄道等の敷地は 除く。〕
新幹線鉄道騒音 環境基準 〔昭和50. 7. 29〕 環境庁告示第46号 最近改正 平成5. 10. 28	計量法第71条の条件 に合格した騒音計	A特性	遅 (SLOW)	屋外において地上1. 2mの高さで 測定する。 〔軌道中心から概ね25mの地点に 測定点を設定する。〕
航空機騒音 環境基準 〔昭和48. 12. 27〕 環境庁告示第154号 最近改正 平成5. 10. 28	計量法第71条の条件 に合格した騒音計	A特性	遅 (SLOW)	屋外で測定する。
特定工場等の 規制基準 〔昭和43. 11. 27〕 厚・農・通・運告示第1号 最近改正 平成5. 10. 28	計量法第71条の条件 に合格した騒音計	A特性	速 (FAST)	敷地境界線において測定する。
特定建設作業の 規制基準 〔昭和46. 6. 22〕 厚・建告示第1号 最近改正 平成5. 10. 28				
自動車騒音の 要請基準 〔平成12. 3. 2〕 総理府令第15号	計量法第71条の条件 に合格した騒音計 (簡易騒音計の使用は 適当ではない)	原則と して A特性	速 (FAST)	道路に面した建物に到達する騒音 の大きさを測定できる地点で計測 する。道路に接している場合は車 道端で行う。

備考 1 騒音計 (J I S C 1509) 簡易騒音計 (J I S C 1503)

2 エネルギー平均

n個の測定値 ( $L_1, L_2, L_3, \dots, L_n$ ) のエネルギー平均  $\bar{L}$  は次により求められる。

$$\bar{L} = 10 \log_{10} \left\{ 10^{\frac{L_1}{10}} + 10^{\frac{L_2}{10}} + 10^{\frac{L_3}{10}} + \dots + 10^{\frac{L_n}{10}} \right\} - 10 \log_{10} n$$

測定期間・回数	測定値の評価
<p>朝・夕それぞれ1回以上 昼間・夜間それぞれ2回以上の測定を行う。 当面は観測時間を1時間とし、1時間毎、1日24時間（昼間16時間、夜間8時間）の測定を行う。</p>	<p>原則として等価騒音レベル（<math>L_{Aeq}</math>）</p>
<p>上り・下りの列車を合わせて原則として連続して通過する20本の列車について測定を行う。</p>	<p>ピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものエネルギー平均値</p>
<p>原則として連続する7日間について測定を行う。</p>	<p>個々の航空機騒音の単発騒音曝露レベル<math>L_{AE}</math>に昼・夕・夜の時間帯補正を加えてエネルギー加算し、時間平均を取って1日ごとの<math>L_{den}</math>を算出し、全測定日数のエネルギー平均から<math>L_{den}</math>を算出する。</p>
<p>特に定めはない。</p>	<p>(1) 指示値が変動しないか、少ないときはその指示値とする。 (2) 指示値が周期的又は間欠的に変動し、その最大値がおおむね一定の場合は、その変動毎の最大指示値の平均値とする。 (3) 指示値が不規則かつ大幅に変動するときは測定値の90%レンジの上端値とする。 (4) 指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合、その変動ごとの指示値の90%レンジの上端値とする。</p>
<p>連続する7日間のうち、当該地域の騒音を代表すると認める3日間について行う。</p>	<p>時間の区分ごとに全時間を通じたエネルギー平均値</p>

### 3 $L_{den}$ の詳細は参考資料を参照

等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）： ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものの。

## 第5節 その他

### 1 騒音規制法届出事項一覧

番号	届出の種類	提出者	届出の期限
1	特定施設の設置の届出	設置者	設置工事開始の日の30日前まで
2	経過措置に伴う届出(使用の届出)		指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内
3	特定施設の種類ごとの数の変更の届出	特定施設の設置又は使用の届出者	変更に係る工事開始の日の30日前まで
4	騒音防止の方法の変更の届出		
5	氏名の変更等の届出		変更の日から30日以内
6	特定施設のすべての使用の廃止の届出		使用廃止の日から30日以内
7	承継の届出	承継者	承継の日から30日以内
8	特定建設作業の実施の届出	施工者 (元請負人)	開始の日の7日前まで (災害等緊急に行う場合はすみやかに届け出る)

届出者の様式	添付書類	罰則	受理書	根拠条項
特定施設設置届出書 (様式第1)	①特定施設の配置図 ②特定工場等及びその付近 の見取り図	無届及び虚偽の届出の場合 5万円以下の罰金	交付	法6①、30
特定施設使用届出書 (様式第2)		無届及び虚偽の届出の場合 3万円以下の罰金		法7①、31
特定施設の種類ごとの数 変更届出書 (様式第3)				法8①、31
騒音の防止の方法変更届 出書 (様式第4)				
氏名(名称、住所、所在地) 変更届出書 (様式第6)	不 要	無届及び虚偽の届出の場合 1万円以下の過料	なし	法10、33
特定施設使用全廃届出書 (様式第7)				
承継届出 (様式第8)				法11③、33
特定建設作業実施届出書 (様式第9)	①特定建設作業の工程を明 示した工事工程表 ②特定建設作業の場所の付 近の見取り図	無届及び虚偽の届出の場合 3万円以下の罰金		法14①、31

## 2 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例届出事項一覧

番号	届出の種類	提出者	届出の期限
1	騒音発生施設の設置の届出	設置者	設置工事開始の日の30日前まで
2	経過措置に伴う届出 (使用の届出)		騒音規制地域となった日又は騒音発生施設となった日から30日以内
3	騒音発生施設の種類ごとの数の変更の届出	騒音発生施設の設置 又は使用の届出者	変更に係る工事開始の日の30日前まで
4	騒音防止の方法の変更の届出		
5	氏名の変更等の届出		変更の日から30日以内
6	騒音発生施設のすべての使用の廃止の届出		使用廃止の日から30日以内
7	承継の届出	承継者	承継の日から30日以内
8	環境保全監督者の選任又は解任の届出	設置者	すみやかに

届出書の様式	添付書類	罰則	受理書	根拠条項
騒音発生施設設置（使用）届出書 (様式第7号)	①騒音発生施設の配置図 ②騒音特定工場等及びその付近の見取り図	無届及び虚偽の届出の場合 15万円以下の罰金	交付	条例36①、98
騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書 (様式第8号)		無届及び虚偽の届出の場合 10万円以下の罰金		条例37①、99
騒音の防止の方法変更届出書 (様式第9号)				条例38①、99
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書 (様式第2号)	不 要	な し	なし	条例40
騒音発生施設使用廃止届出書 (様式第3号)				
承継届出書 (様式第4号)				
環境保全監督者選任（解任）届出書 (様式第18号)				条例90②

**[参考] 音の大きさのめやす**

音の大きさ (デシベル)		40	50	60	70	80	90	100
日常生活のいろいろ	家庭用設備	エアコン		██████████				
		温風ヒーター		██████████				
		換気扇		██████████				
		風呂又は給排水管			██████████	██████████		
	家庭用機器	洗濯機			██████████			
		掃除機			██████████	██████████		
		目覚まし時計			██████████	██████████		
		電話のベル音			██████████			
	音響機器	ピアノ					██████████	
		エレクトーン					██████████	
		ステレオ				██████████	██████████	
		テレビ			██████████	██████████		
その他	犬の鳴き声						██████████	
	子供のかけ足		██████████	██████████				
	ふとんをたたく音			██████████				
	ドア、窓の開閉音				██████████	██████████		
	車のアイドリング			██████████	██████████			
	人の話し声		██████████	██████████			██████████	

「生活騒音の現状と今後の課題」(昭和58年環境庁) から作成

**騒音の影響**

**1) うるささ**

騒音によってイライラするといったように不愉快な感じを覚えることがあります。

これについては、騒音の性状、個人と発生源との関係、生活環境、心身の状態などに左右されます。

**2) 聴取妨害**

騒がしいところでは、会話が妨げられたり、電話やテレビの声が聞こえない、と言ったことをしばしば経験します。

これはいくつかの音が重なって、聞きたい音が聞こえにくくなるためです。

**3) 作業能率の低下**

騒音のため作業能率が低下することがあります。複雑な思考、記憶を必要とする作業をしているときほど妨害されます。

**4) 睡眠妨害**

騒音によって就眠が妨げられたり、眠りが浅くなったり、あるいは、目が覚めたりすることがあります。